

事業系ごみの 適正処理について

～南あわじ市からのお知らせとお願いです～

事業者のみなさまへ

事業系ごみの正しい処理と
減量・再資源化にご協力を！

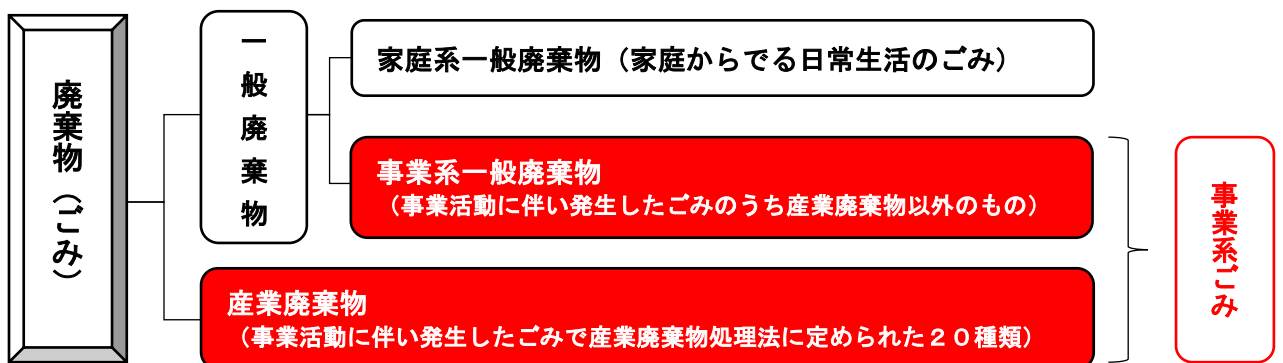
事業系ごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）は、南あわじ市の指定袋を使用して家庭ごみの集積場所であるごみステーション、ごみ集積箱、軒先に出すことはできません！
※詳細は5ページをご覧ください。

南あわじ市

1. 事業系ごみ

事業系ごみとは、質や量にかかわらず、あらゆる事業活動に伴って発生したごみのことをいいます。事業活動とは飲食店や商店、各種事務所や宿泊施設、工場などの営利を目的としたものばかりでなく、病院や学校などの公的サービスを行っているものも含まれます。

事業系ごみは事業系一般廃棄物（事業活動に伴い発生したごみのうち産業廃棄物以外のもの）と、産業廃棄物（事業活動に伴い発生したごみで廃棄物処理法により定められた20種類）に分類されます。



【産業廃棄物の種類一覧（参考）】

◎あらゆる事業活動に伴うもの

- ① 燃えがら（主な例：石灰がら、焼却炉の残灰、炉清掃廃棄物、産業廃棄物焼却灰など）
- ② 汚泥（主な例：工場排水などの処理後に残る汚泥、パルプ廃油汚泥、建設汚泥など）
- ③ 廃油（主な例：廃潤滑油、廃切削油、廃タールピッチ類など）
- ④ 廃酸（主な例：廃硫酸、廃塩酸など）
- ⑤ 廃アルカリ（主な例：苛性ソーダ廃液、写真現像廃液など）
- ⑥ 廃プラスチック（主な例：廃ゴムタイヤ、農業用フィルム、塗料かす、ビニールシートなど）
- ⑦ ゴムくず（主な例：天然ゴムくず）
- ⑧ 金属くず（主な例：鉄くず、切削くず、トタンくず、アルミサッシなど）
- ⑨ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（主な例：板ガラスくず、レンガくず、陶磁器くずなど）
- ⑩ 鉱さい（主な例：鑄物廃砂、高炉の残さいなど）
- ⑪ がれき類（主な例：工作物の除去に伴って生じたコンクリート、レンガ、アスファルトなど）
- ⑫ ばいじん（主な例：ばい煙発生施設の集じん機で集められたもの）

◎特別に指定された業種に係るもの



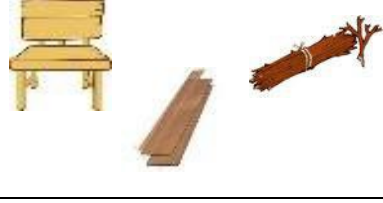
- ⑬ 紙くず（建設業、製紙業、印刷業、出版業等の紙くずなど）
- ⑭ 木くず（建設業、木製品製造業等の廃木材やおがくず、貨物流通用木製パレットなど）
- ⑮ 繊維くず（建設業、繊維工業等の天然繊維くずなど）
- ⑯ 動植物性残渣（食品品製造業、精穀・精粉業等から生ずる動植物性の固形状の不要物）
- ⑰ 動物系固形不要物（と畜場、食鳥処理場にて処分した獣畜、食鳥に係る固形状の不要物）
- ⑱ 動物のふん尿（畜産業に係る牛、豚、鳥等のふん尿）
- ⑲ 動物の死体（畜産業に係る牛、豚、鳥等の死体）
- ⑳ 産業廃棄物を処分するために処理したもの（廃棄物処理施設等で生じた汚泥のコンクリート固化物など）

適正処理の第一歩は分別から





事業系ごみが発生した時点で、次の3種類を基本として処分先や処分方法ごとに分別しましょう。事業系ごみの大部分は資源としてリサイクルできるため、再生利用や売却できるものは分別して排出しましょう。



事業系廃棄物の分け方（事業系一般廃棄物）

事業系一般廃棄物	生ごみ	<p>食品の食べ残り、売れ残り、調理残さ等</p> 	<p>リサイクルできない場合は、自らやまなみ苑へ搬入するか、南あわじ市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>
		<p>○生ごみ処理機やリサイクル施設に搬入して、できる限り減量化・再資源化しましょう。</p> <p>○食料品製造業等の業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は産業廃棄物です。</p> <p>○食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルに取り組む必要があります。</p>	
	一般ごみ (燃やすごみ)	<p>汚れの付いた紙、リサイクルできない紙</p> 	<p>※1ページの特別に指定された業種に係る紙くず及び動植物性残渣を除く</p>
木くず	木製品、剪定枝等		<p>自らやまなみ苑へ搬入するか、南あわじ市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。</p>
		<p>○建設業、木材製造業、木製品製造業等の業種から発生する木くずは産業廃棄物です。また、貨物の流通のために使用したパレット等も産業廃棄物です。</p> <p>○処理施設への搬入については、大きさ等の制限があります。詳細は環境課へお問い合わせください。</p>	<p>※1ページの特別に指定された業種に係る木くずを除く</p>

事業系廃棄物の分け方（産業廃棄物）

産業 廃 棄 物	金属類	刃物類、スプレー缶、 金物類など		産業廃棄物収集運搬業者等へ委託してください。
	ガラス・陶磁器類	板ガラス、コップ等の ガラス類、陶磁器類、 蛍光灯など		
		○蛍光灯や一部の電球には水銀が含まれており、環境上適正な回収が求められています。詳しくは兵庫県産業廃棄物協会にお問い合わせください。		
	電池	乾電池、ボタン電池、 充電電池など		
		○電池は産業廃棄物の金属くずと汚泥の混合物に分類されます。 ○ボタン電池や充電電池は店頭回収を利用してリサイクルしてください。		
	その他 (大型ごみなど)	事業所の机、イス、ロッカー、 家電製品、パソコンなど		
エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、テレビ、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。販売店やメーカーにお問い合わせください。				

資源ごみの分け方

資源 ご み	缶	飲料用の缶など		産業廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。缶やびんなどは再生利用が可能なのでリサイクルしましょう。 自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に処理を依頼してください。
	びん	飲料用のびんなど		
	ペットボトル	飲料用・調味料用のペットボトル		
				
紙類・繊維類		新聞紙	新聞紙 ※折込チラシは「雑誌・その他の紙類」へ	
		ダンボール	ダンボール	
		雑誌・その他の紙類	雑誌、チラシ、パンフレット、カタログ、マンガ、封筒、空き箱、メモ用紙、コピー用紙等	
		紙パック	牛乳パック、ジュースパック等（内側が白色のもの）	
		繊維類	衣類・タオル等	
<p>○再資源化するには、次の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シール等が貼られた封筒等は、シール等を取り除くこと。 ・ビニールが付いた窓空封筒等は、ビニールを取り除くこと。 ・金属やプラスチックが付いたファイル等は、金属等を取り除くこと。 ・紙に貼られた粘着テープは、取り除くこと。 <p>○再資源化できない紙類・繊維類は、やまなみ苑へ搬入可能です。</p> <p>○1ページに記載の特別に指定された業種に係る紙くず（製紙業、印刷業等）及び繊維くず（繊維工業等）は、産業廃棄物です。産業廃棄物収集運搬業者へ委託し、処理又はリサイクルしてください。</p> <p>○事業系の資源ごみは、南あわじ市中央リサイクルセンターには持ち込めません。</p>				

事業者の責務について

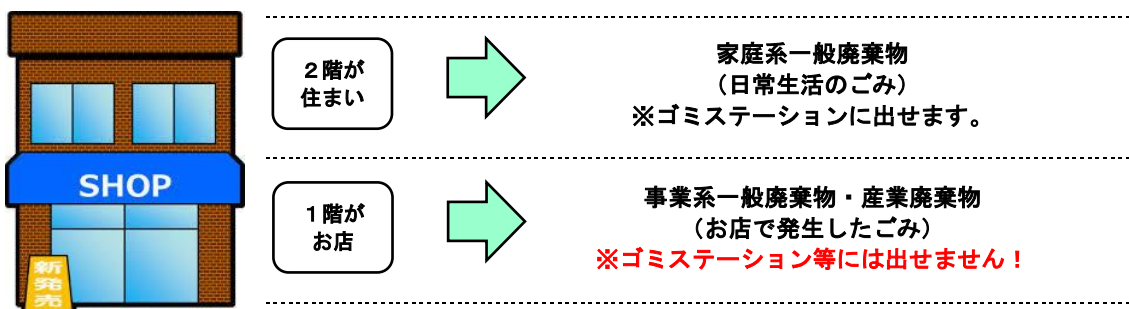
「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第3条において定められています。

廃棄物処理法 第3条の趣旨

1. 事業活動に伴って生ずるごみを、自らの責任で適正に処理すること。
2. ごみの再生利用等を積極的に行うことにより、ごみの減量化に努めること。
3. ごみの減量化及び適正処理等について、国や市等の施策に協力すること。

※事業系ごみ（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）は、南あわじ市の指定袋を使用して家庭ごみの集積場所であるごみステーション、ごみ集積箱、軒先に出すことはできません！

【お店とお住まいが一緒の場合・・・例】



事業系ごみをごみステーション等に捨てると・・・

不法投棄になります！！

不法投棄は犯罪です！

ごみをみだりに道路や空き地などに捨てることは法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその併科に処せられます。



野焼焼却は犯罪です！

ごみを野外や簡易焼却炉で焼却することは、農業等による一部の例外を除き法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその併科に処せられます。



2. 事業系ごみの減量と再資源化に取り組みましょう！

減量化と再資源化によるメリット

1. 企業のイメージアップ	地球環境問題に関心が高まっている今、会社全体でごみの減量やリサイクルを推進することは企業のイメージアップにつながります。
2. 経営コスト削減	ごみを減量し再資源化することにより、ごみ処理にかかるコスト削減が図れます。
3. 経営者の意識改革	ごみを出さない環境、製品づくりを目指すことは、組織や製造工程の合理化等見直しのきっかけになり、一人ひとりの意識改革につながります。
4. 地球環境保全	事業者のみなさんによるごみ減量の取り組みにより、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減等、次の世代へ良い環境を受け継ぐことができます。

1 ごみを発生させない努力を・・・

リデュース リユース
Reduce & Reuse

(1) ひとりでも出来ることから始めましょう

効果的にごみの排出量を減らすためには、事業所全体の協力が必要です。そのためには、一人ひとりがごみを減らそうという意識を持ち、行動に移すことが大切です。まずは出来ることから始めましょう。



コピーは両面コピー



封筒類はくり返し使用



使用済み用紙はメモ用



過剰包装しない、させない



詰め替え製品を使用



使い捨て用品は使用しない



文具類は最後まで使う



十分な水切り

(2) 事業所全体で取り組みましょう

さらに大きな効果を上げるためには、事業所全体で取り組むことが大切です。



ごみの管理責任者を決める



分別回収システムの確立



効果の大きいものから取り組む



表彰制度などを設ける



従業員へ積極的にPR

2 リサイクルしましょう！

リサイクル
Recycle

南あわじ市の処理施設で焼却される廃棄物の約40%は「紙類」となっています。このような状況から、南あわじ市では、事業者から排出された紙類のリサイクルに向けた取り組みを推進しています。

紙ごみはまだまだリサイクルできます。

また、生ごみもリサイクルしましょう。少しの工夫・努力により減量効果が現れます。地球温暖化の進行防止のためにも、積極的にリサイクルを進めましょう。

(1) 紙ごみを減らす事業者の取り組み

資料や書類の共有化・一元化

- ・ 検討段階の文書・図面、手持ち資料等については、共有化を図り、できる限りコピー・印刷をしない。
- ・ 連絡文書等は、回覧や掲示とすることで作成部数を削減する。
- ・ 対外的なチラシ・パンフレット等を作成する際は、必要以上に作らない。



両面印刷・両面コピーの励行

- ・ 複数ページの印刷は集約・両面、コピーは両面コピーする。
- ・ ミスコピーを防止するために、コピー機使用後は必ずリセットする。

不要になった紙の再利用

- ・ 裏面が印刷されていないOA用紙は、社内文書に再利用する。
- ・ ポスター、広告紙等の裏面をメモ用紙として活用する。
- ・ 封筒は、社内メール便等で繰り返し使用する。
- ・ 使用済みのフラットファイルは、表紙を貼るなどして再利用する。



分別の徹底




- ・ 紙類は、種類により製紙原料としての用途が異なります。また異物等（禁忌品）の除去と分別の徹底は、古紙の資源化には不可欠です。

(2) 紙ごみのリサイクル

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るためにリサイクルを推進しましょう。

1. 現在の紙類の種類と量を調べてみましょう。

基本的な分別


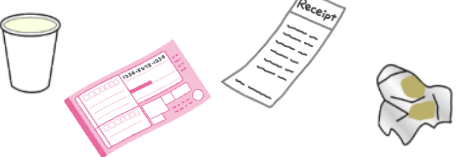
						
新聞	雑誌・雑紙 (カタログ等)	ダンボール	紙パック (牛乳パック等)	シュレッダー	紙製容器包装 (上記マークが付いているもの)	OA用紙

2. 紙類の取引先を見つけましょう。

紙類の資源回収業者等に引き渡しましょう。なお、依頼先は環境課にお問合わせください。

3. 紙類をさらに種類ごとに分けましょう。

- ・「新聞」「雑誌・雑紙」「ダンボール」「紙パック」等に分けましょう。
- ・分別方法等については、資源回収業者に確認してください。
- ・紙類に混入したらリサイクルの妨げになるものがあります。(下記参照、資源回収業者に確認)

 資源化できない紙類 (再利用できませんので、燃えるごみに入れてください。)	
防水加工紙(紙コップ等)、ビニールコート紙 (少し破いてビニールが見えるもの)、裏カー ボン紙、感熱紙(レシート等)、インクジェット 写真用紙、写真、汚れた紙等	

(3) 生ごみのリサイクル

自らの施設や敷地内で生ごみ処理機やコンポスト容器を使って、生ごみを堆肥化したり乾燥させて減量化する方法もひとつの取り組みです。



事業系廃棄物 Q&A

Q 1 事業所とは？

A 1 飲食店、店舗、事務所、病院、デパート、学習塾、ホテル、銀行、公共機関などが該当します。

Q 2 少量であれば事業系一般廃棄物を地域のごみステーションや集積箱等に出せますか？

A 2 ごみステーションや集積箱等は家庭系ごみ専用です。商店や会社など、事業活動に伴って排出された事業系廃棄物は、量の多少に関わらず出すことはできません。

事業系一般廃棄物の処理の方法は、事業者が自ら市の処理施設に搬入するか、市の収集運搬許可業者へ依頼するなど適正に処理してください。

Q 3 マンションなどの集合住宅に店舗を構えている場合、集合住宅のごみステーション等に事業系廃棄物を出してもよいのですか？

A 3 集合住宅のごみステーション等は家庭系ごみ専用ですので、事業系廃棄物は出せません。事業者が自らの責任において適正に処理してください。

Q 4 事業系廃棄物を取りにきてもらうにはどうしたらいいですか？

A 4 市の収集運搬許可業者（産業廃棄物の場合は兵庫県産業廃棄物収集運搬業者）に処理を依頼してください。

Q 5 自社の敷地内なら、焼却や埋め立てはできますか？

A 5 廃棄物処理法では、廃棄物処理基準を満たさない焼却炉での焼却や埋め立てを禁止しており、これに違反した場合は廃棄物処理法により処罰されますので、絶対に行わないでください。（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金又は併科）

Q 6 事業系廃棄物を地域のごみステーションや集積箱等に出したら、罰則はありますか？

A 6 事業系廃棄物を地域のごみステーションや集積箱等に排出する行為は、不法投棄に該当し、廃棄物処理法による処罰（5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金又は併科）の対象となります。

特に悪質な場合は、廃棄物処理法違反で逮捕される事例もありますので、適正な処理を心がけてください。

～お問い合わせ先～

【産業廃棄物の処理等に関すること】

兵庫県淡路県民局県民交流室環境課

〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

☎0799-22-3541

兵庫県産業廃棄物協会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通 2-4-14

☎078-381-7464

【資源ごみ及び事業系一般廃棄物に関すること】

南あわじ市役所環境課

〒656-0492 南あわじ市市善光寺 22-1

☎0799-43-5214